

能代港湾振興会

リサイクルポート推進部会規約

(名称)

第1条 本部会は、能代港湾振興会リサイクルポート推進部会と称する。

(目的)

第2条 本部会は、部会員相互の連携により、広域的かつ総合的な見地から協議し、秋田県北部エコタウン計画との連携により、能代港を核としたリサイクル事業を推進し、資源循環型社会の構築及び能代港湾振興会の目的である秋田県北地域経済の振興に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討を行う。

- (1) リサイクルポートの啓発活動に関する事
- (2) リサイクルポートの利活用促進に関する事
- (3) リサイクルポートの支援に関する事
- (4) その他目的を達成するために必要な事

(組織)

第4条 本部会は、次に掲げる団体をもって組織する。

一 正部会員

- (1) 能代港湾振興会会員のうちリサイクル関連事業者
- (2) 能代港湾振興会会員のうち物流事業者
- (3) 能代港湾振興会会員のうち(1)(2)に規定する会員の所属する市町村及び商工会議所、商工会

二 特別部会員

部会長が指名するリサイクル関連事業者並びに関係団体及び関係行政機関

(役員及びその職務)

第5条 本部会には、部会長及び副部会長2名を置く。

- 2 部会長及び副部会長は部会員の互選により選出することとし、任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在の場合はその職務を代行する。

(顧問)

第6条 本部会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、部会長が依頼する。

(会議)

第7条 本部会は、部会長が召集し、第3条に規定する事項について協議、検討する。

- 2 会議は、第4条に規定する団体のリサイクル担当部課長等により行う。

(事務局)

第8条 事務局を能代港湾振興会事務局、能代市産業振興部商工港湾課及び秋田県建設交通部港湾空港課に置く。

(その他)

第9条 本規約に定めのない事項については、能代港湾振興会及び本部会の会議で定める。

(附則)

この規約は、平成19年2月9日から施行する。